

## 8 選挙運動に関する調べ

### (1) 選挙運動費用制限額

(平成31年3月28日選挙時登録時の数で算定)

選挙区名	議員定数 (人)	選挙人名簿登録者数 (人)	選挙運動費用支出 制限額 (円)
鹿児島市・鹿児島郡区	17	500,927	6,345,800
鹿屋市・垂水市区	4	97,203	5,917,000
枕崎市区	1	18,242	5,414,100
阿久根市・出水郡区	1	26,497	6,099,300
出水市区	2	44,116	5,730,900
指宿市区	1	34,700	6,780,100
西之表市・熊毛郡区	2	35,095	5,356,500
薩摩川内市区	3	78,887	6,082,600
日置市区	2	40,641	5,586,700
曾於市区	1	31,109	6,482,100
霧島市・始良郡区	4	111,146	6,206,300
いちき串木野市区	1	23,846	5,879,300
南さつま市区	1	29,216	6,325,000
志布志市・曾於郡区	1	37,257	6,992,400
奄美市区	2	40,846	5,595,200
南九州市区	1	30,197	6,406,400
伊佐市区	1	22,438	5,762,400
始良市区	2	63,612	6,539,900
薩摩郡区	1	18,191	5,409,900
肝属郡区	1	31,742	6,534,600
大島郡区	2	50,288	5,987,000
県計	51	1,366,196	

(支出制限額算出式)

$$\frac{\text{選挙区内選挙人名簿登録者数}}{\text{選挙区内議員定数}} \times \text{人数割額} 83 \text{円} + \text{固定額} 3,900,000 \text{円}$$

(100円未満の端数切り上げ)

## (2) ポスター掲示場

### ア 市町村別

番号	市町村名	掲示場設置数	投票区数
1	鹿児島市	748	156
2	鹿屋市	328	83
3	枕崎市	80	20
4	阿久根市	125	17
5	出水市	171	21
6	指宿市	153	31
7	西之表市	95	13
8	垂水市	83	15
9	薩摩川内市	370	92
10	日置市	198	38
11	曾於市	213	27
12	霧島市	500	105
13	いちき串木野市	120	18
14	南さつま市	184	30
15	志布志市	218	40
16	奄美市	220	33
17	南九州市	122	24
18	伊佐市	186	39
19	姪良市	170	49
市 計		4,284	851

番号	市町村名	掲示場設置数	投票区数
20	三島村	20	4
21	十島村	28	7
22	さつま町	130	22
23	長島町	144	26
24	湧水町	114	16
25	大崎町	104	16
26	東串良町	43	7
27	錦江町	80	10
28	南大隅町	144	28
29	肝付町	165	27
30	中種子町	73	12
31	南種子町	52	8
32	屋久島町	50	23
33	大和村	39	5
34	宇検村	20	4
35	瀬戸内町	91	24
36	龍郷町	72	10
37	喜界町	50	9
38	徳之島町	92	12
39	天城町	74	10
40	伊仙町	61	8
41	和泊町	33	4
42	知名町	33	5
43	与論町	24	3
町 村 計		1,736	300
県 計		6,020	1,151

### イ 選挙区別

選挙区名	掲示場設置数	投票区数
鹿児島市・鹿児島郡区	796	167
鹿屋市・垂水市区	411	98
枕崎市区	80	20
阿久根市・出水郡区	269	43
出水市区	171	21
指宿市区	153	31
西之表市・熊本郡区	270	56
薩摩川内市区	370	92
日置市区	198	38
曾於市区	213	27
霧島市・姪良郡区	614	121
いちき串木野市区	120	18
南さつま市区	184	30
志布志市・曾於郡区	322	56
奄美市区	292	43
南九州市区	122	24
伊佐市区	186	39
姪良市区	170	49
薩摩郡区	130	22
肝属郡区	432	72
大島郡区	517	84
合計	6,020	1,151

### (3) 個人演説会

#### 会場の数

区 分	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数		法第161条第1項3号の市町村の選挙管理委員会の指定した施設の数				合 計	
	学 校	公民館	公会堂		社 寺	農 協	商工会議所	その他		計
市 計	592	119	17					176	176	904
町村計	148	77	2					36	36	263
合 計	740	196	19					212	212	1,167

※ 無投票となった市町村を除く。

#### 会場使用の数

区 分	法第161条第1項第1号の学校及び公民館		法第161条第1項第2号の公会堂		法第161条第1項3号の市町村の選挙管理委員会の指定した施設		合 計		
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担		候補者負担	公費負担	候補者負担
市 計	26		11		37			74	
町村計		1							1
合 計	26	1	11		37			74	1

※ 無投票となった市町村を除く。

## (4) 選挙公報

### ア 選挙公報配布計画表

(市町村別)

番号	市町村名	公報配布数
1	鹿 児 島 市	295,000
2	鹿 屋 市	53,000
3	枕 崎 市	無投票
4	阿 久 根 市	無投票
5	出 水 市	25,000
6	指 宿 市	20,000
7	西 之 表 市	8,100
8	垂 水 市	8,000
9	薩 摩 川 内 市	49,000
10	日 置 市	無投票
11	曾 於 市	無投票
12	霧 島 市	64,000
13	いちき串木野市	13,700
14	南 さ つ ま 市	無投票
15	志 布 志 市	16,000
16	奄 美 市	無投票
17	南 九 州 市	無投票
18	伊 佐 市	無投票
19	始 良 市	37,000
	市 計	588,800
20	三 島 村	220
21	十 島 村	400
22	さ つ ま 町	11,000

番号	市町村名	公報配布数
23	長 島 町	無投票
24	湧 水 町	5,000
25	大 崎 町	7,200
26	東 串 良 町	無投票
27	錦 江 町	無投票
28	南 大 隅 町	無投票
29	肝 付 町	無投票
30	中 種 子 町	4,350
31	南 種 子 町	3,000
32	屋 久 島 町	6,500
33	大 和 村	890
34	宇 検 村	1,000
35	瀬 戸 内 町	5,500
36	龍 郷 町	無投票
37	喜 界 町	3,900
38	徳 之 島 町	5,700
39	天 城 町	2,900
40	伊 仙 町	3,500
41	和 泊 町	3,300
42	知 名 町	3,200
43	与 論 町	2,250
	町 村 計	69,810
	県 予 備	1,330
	配布数合計	658,610
	作成数合計	659,940

(選挙区別)

選挙区別	公報配布数	予備
鹿児島市・鹿児島郡区	295,620	200
鹿屋市・垂水市区	61,000	100
枕崎市区	無投票選挙区	
阿久根市・出水郡区	無投票選挙区	
出水市区	25,000	100
指宿市区	20,000	100
西之表市・熊毛郡区	21,950	100
薩摩川内市区	49,000	100
日置市区	無投票選挙区	
曾於市区	無投票選挙区	
霧島市・始良郡区	69,000	100

選挙区別	公報配布数	予備
いちき串木野市区	13,700	100
南さつま市区	無投票選挙区	
志布志市・曾於郡区	23,200	100
奄美市区	無投票選挙区	
南九州市区	無投票選挙区	
伊佐市区	無投票選挙区	
始良市区	37,000	100
薩摩郡区	11,000	100
肝属郡区	無投票選挙区	
大島郡区	32,140	130
合計	658,610	1,330

作成数合計	659,940
-------	---------

イ 選挙公報の発行状況

	候補者数	掲載申請候補者数	掲載候補者数	印刷部数	配世帯数	印刷から配布までの所要日数			印刷所名	公報1部の印刷費(用紙代を含む)	公報の規格及び頁数
						印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計			
本土	63	63	54 (無投票選挙区を除く11選挙区)	627,670	610,069	3	5	8	株式会社南日本新聞 開発センター	16.5円	タブロイド判2,8頁
奄美	5	5	3 (1選挙区)	32,270	31,801	4	4	8	株式会社奄美新生社印刷	23.76円	タブロイド判2頁

## ウ 選挙公報配布要領

### 1 県委員会から市町村委員会への配布

選挙公報（以下「公報」という。）は、別紙選挙公報配布計画（以下「計画」という。）に基づいて送達します。

なお、一部の市町村委員会については、輸送経路の関係で直接配布することができませんので、計画により指定された場所で受領してください。

大島地区書記長管内の市町村委員会については、大島地区書記長の指示に従ってください。

### 2 受領方法

- (1) 公報の輸送に使用するトラック・定期船等には、いずれも県委員会の職員が同乗していませんので、公報は県委員会が指定する運送会社から直接受領してください。
- (2) 待機する職員は、その身分を明らかにするため、必ず市町村の腕章をしてください。
- (3) 待機する職員は、必ず公報の現品の数量（公報は、市町村委員会ごとに梱包に数量を表示し、梱包が数個にわたる場合はナンバーを付してあります。）を確認して受領するとともに、受領した市町村委員会は選挙公報仮受領証（別記第1号様式）を作成し、受領責任者において署名・押印及び委員長公印を押印の上、県委員会にFAXにより提出してください。
- (4) トラックによる輸送は、到着時刻を想定の上、待機してください。  
なお、交通事情等により想定どおり運行できない場合もありますので、受領した市町村は、次の配布市町村へ輸送トラックが出発した旨を連絡してください。

### 3 受領後の処理

- (1) 公報を受領した職員は、市町村委員会に持ち帰り、直ちに表示数量と内容が一致するか確認の上、選挙公報受領証（別記第2号様式）を県委員会（大島地区書記長管内の市町村委員会にあっては、大島地区書記長を經由して）に提出してください。
- (2) 配布数量は、別添選挙公報配布一覧表のとおりであり、各市町村委員会とも若干の余裕部数を見ていますが、数量が不足する場合は、直ちに県委員会に電話連絡をして指示を受けてください。
- (3) 公報の内容等に誤りを発見したときは、直ちに県委員会に電話連絡してください。

#### 4 各世帯への配布

(1) 公報は、必ず選挙期日の前日（平成31年4月6日（土））までに各世帯に配布してください。

なお、期日前投票制度が定着してきていることから、できるだけ早く全世帯に配布するよう努めてください。

(2) 公報は、準世帯（間借り，下宿，独身寮などの単身者）を含め選挙権を有する者の属する世帯すべてに配布することはもちろん，官公署，学校等にもなるべく配布してください。

(3) 公報の配布を完了したときは，選挙公報配布完了報告書（別記第3号様式）を直ちに県委員会に提出してください。

(4) 町内会等を通じて配布する場合には，町内会長等へ期限までにすべての世帯に配布されるよう指導するとともに，各世帯への配布結果報告書の提出などの確認の措置を講じ，また，町内会等その組織に加入していない世帯等については，市町村委員会が直接配布する等，配布漏れがないよう特に留意してください。

#### 5 その他留意すべき事項

公報に記号又は符号その他を加筆して配布したことで問題が生じた事例もありますので，配布に当たっては十分注意するよう取扱者に対して指導してください。

(別記第1号様式)

### 選挙公報仮受領証

鹿児島県議会議員選挙公報	梱包数	個
--------------	-----	---

上記のとおり受領しました。

平成 年 月 日

市  
町 選挙管理委員会委員長 \_\_\_\_\_ 印  
村

職  
受領責任者  
氏名 印

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿



(別記第2号様式)

### 選挙公報受領証

公 報	配布予定枚数	実 受 領 数
鹿児島県議会 議員選挙		

数量点検の結果、上記のとおり受領しました。

平成 年 月 日

市  
町 選挙管理委員会委員長 \_\_\_\_\_ 印  
村

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

(別記第3号様式)

## 選挙公報配布完了報告書

区 分	交付数	配布数	残 数	配布開始 年月日	配布完了 年月日
鹿児島県議会 議員選挙					

上記のとおり選挙公報の配布を完了したので報告します。

平成 年 月 日

市  
町 選挙管理委員会委員長 \_\_\_\_\_ 印  
村

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

# 鹿児島県議会議員選挙 選挙公報配布計画（陸路）

番 号	1	2	3	4
発 送 日	平成31年4月2日（火）出発式後，積込終了次第（出発式：午前8：30～）南日本新聞開発センター折込事業部発			
輸 送 方 法	トラック			
輸 送 経 路	<b>【南薩地域振興局】</b> ↓ 指宿市	いちき串木野市 市来庁舎 ↓ <b>【北薩地域振興局】</b> ↓ 出水市	<b>【鹿児島地域振興局】</b> ↓ <b>【始良伊佐地域振興局】</b> ↓ 湧水町	垂水市 ↓ <b>【大隅地域振興局】</b> ↓ 鹿屋市 ↓ 大崎町
市 町 村 数	5	4	2	7
県 関 係 機 関 数	1	1	2	1

《注意事項》

※（ ）書きの市町村は，◎印の場所で待機してください。

## 鹿児島県議会議員選挙 選挙公報配布計画 (航路及び直接)

番 号	5	6	—
発 送 日	平成31年4月2日(火) 南日本新聞開発センター折込事業部発		—
輸 送 方 法	定期船輸送 (種子島)	定期船輸送 (屋久島)	直接受取
輸 送 経 路	<p style="text-align: center;">午前8:40～ 鹿児島本港南埠頭発 (プリンセスわかさ) ↓ ◎西之表港 【熊毛支庁】 (西之表市) (中種子町) (南種子町)</p>	<p style="text-align: center;">午前8:30～ 鹿児島本港南埠頭発 (フェリー屋久島2) ↓ ◎宮之浦港 (屋久島町)</p>	<p style="text-align: center;">別途指示 4月1日受取 (一部3月30日)  鹿児島市 霧島市 薩摩川内市 始良市 十島村 三島村 さつま町 志布志市</p>
市 町 村 数	3	1	9
県関係機関数	1		

※ ( ) 書きの県・市町村は、◎印の場所で待機してください。

## 鹿児島県議会議員選挙 選挙公報配布計画 (航路及び直接)

番 号	5	6	—
発 送 日	平成31年4月2日(火) 南日本新聞開発センター折込事業部発		—
輸 送 方 法	定期船輸送 (種子島)	定期船輸送 (屋久島)	直接受取
輸 送 経 路	<p style="text-align: center;">午前8:40～ 鹿児島本港南埠頭発 (プリンセスわかさ) ↓ ◎西之表港 【熊毛支庁】 (西之表市) (中種子町) (南種子町)</p>	<p style="text-align: center;">午前8:30～ 鹿児島本港南埠頭発 (フェリー屋久島2) ↓ ◎宮之浦港 (屋久島町)</p>	<p style="text-align: center;">別途指示 4月1日受取 (一部3月30日)  鹿児島市 霧島市 薩摩川内市 始良市 十島村 三島村 さつま町 志布志市</p>
市 町 村 数	3	1	9
県関係機関数	1		

※ ( ) 書きの県・市町村は、◎印の場所で待機してください。